

◎新潟県告示第590号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

平成30年5月22日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高 井 盛 雄

- 1 名 称 新津医療センター病院
- 2 所 在 地 新潟市秋葉区古田610番地
- 3 有効期間 平成30年6月3日から
平成33年6月2日まで